

第2項先進医療の新規届出技術について
(8月受付分)

整理 番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	受付日※3	事前評価		その他 (事務的対応等)
							担当構成員 (敬称略)	総評	
313	チトクロームP450 2B6遺伝子型に基づくエファビレンツ投与量の調節	HIV感染症	9千円	1万6千円	7千円	H24.7.25	-	-	返戻 (書類不備)
314	金属代替材料としてのグラスファイバー補強高強度コンポジットレジンブリッジの治療技術	臼歯部1歯中間欠損に対し両隣在臼歯を支台歯とした3ユニットブリッジ	3万6千円	1万4千円	6千円	H24.8.6	北村　惣一郎	適	別紙1

※1　医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
※2　典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
※3　原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

【備考】
○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。
○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。